

## 都内私立女子大学での法教育授業報告レポート

平成25年12月、当委員会の3名の弁護士が、都内私立女子大学3年生約80名の学生さんに対し、「就活を迎える大学生の方への労働法出張講座」というテーマで出張授業を行ないました。

前半は労働法の基礎的知識の整理、特に「内々定と内定の違い」「内定の法的意味」「試用期間」「内定辞退」等就活に直結した話をさせていただきました。「実際に職場で困ったときにどこに相談すればよいか」についても、お伝えしました。

後半は、ご担当の教授を交えたトークセッションで、前半の講義で疑問に思ったこと、内定を取り消された時の対処方法、面接でのセクハラまがいの質問に対する大学としての対応など、毎年多くの学生さんの就活を見守っている教育現場の悩みをうかがうことができ、私たちにも非常に勉強になりました。

講義後のアンケートには、「弁護士から直接話を聞いて良かった」という声が多く寄せられ、これからこうした活動を広げてゆく努力をしなければ、と感じました。

以上